

第9次地域保健医療計画について

資料 3

【県南西部地域保健医療計画策定の考え方】

- 岡山県保健医療計画（以下「県計画」という。）は、県全体の計画と、地域ごとの地域保健医療計画（以下「地域計画」という。）で構成されます。
- 県計画は、保健医療に関する基本的な計画であり、各二次保健医療圏に共通する内容は県計画に記述することとしており、地域計画での記述は省略します。
- 地域計画では、地域医療連携体制の構築（地域医療構想を含む）を中心に、地域の保健医療に係る現状分析と地域の特性や実情に応じた施策の方向性を記述します。

【地域計画の記載項目】

第8次地域計画（現計画）	第9次地域計画（県の策定指針）
1 保健医療圏の概況	1 保健医療圏の概況
2 保健医療圏の保健医療の現状等 (1) 人口及び人口動態 (2) 保健医療資源の状況 ① 医療施設 ② 保健関係施設 ③ 保健医療従事者 (3) 受療の動向 ① 受療動向 ② 病床利用率・平均在院日数	2 保健医療圏の保健医療の現状等 (1) 人口及び人口動態 (2) 保健医療資源の状況 ① 医療施設 ② 保健関係施設 ③ 保健医療従事者 (3) 受療の動向 ① 受療動向 ② 病床利用率・平均在院日数
3 医療提供体制の構築 (1) 地域医療構想 (2) 5疾病・5事業及び在宅医療の医療連携体制	3 医療提供体制の構築 (1) 地域医療構想 (2) <u>外来医療に係る医療提供体制の確保</u> (3) 5疾病・6事業及び在宅医療の医療連携体制
(医療法で定める5疾病) ① (がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)の医療	(医療法で定める5疾病) ① がんの医療 ② 脳卒中の医療 ③ 心筋梗塞等の心血管疾患の医療 ④ 糖尿病の医療 ⑤ 精神疾患の医療

_____は新たに追加された項目

第8次地域計画（現計画）	第9次地域計画（県の策定指針）	
（医療法で定める5事業及び在宅医療） ① 救急医療 ② 災害時における医療 ③ へき地の医療 ④ 周産期医療 ⑤ 小児医療（小児救急医療を含む） ⑥ 在宅医療 （3）医薬分業	（医療法で定める6事業及び在宅医療） ① 救急医療 ② 災害時における医療 ③ へき地の医療 ④ 周産期医療 ⑤ 小児医療（小児救急医療を含む） ⑥ <u>新興感染症等の感染拡大時における医療</u> ⑦ 在宅医療 （4）医薬安全対策 （5）医薬分業	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> この中から圏域で必要がある事項を記載 ※ </div>
4 保健医療対策の推進 ① 健康増進・生活習慣病予防 ② 母子保健 ③ 歯科保健 ④ 精神保健福祉 ⑤ 感染症対策 ⑥ 難病対策 ⑦ 医薬安全対策 （血液確保対策含む） ⑧ 食品安全対策	4 保健医療対策の推進 ① 健康増進・生活習慣病予防 ② 母子保健 ③ 高齢者支援 ④ 歯科保健 ⑤ 感染症対策 ⑥ 難病対策 ⑦ 健康危機管理対策 ⑧ 医薬安全対策 ⑨ 血液確保対策 ⑩ 生活衛生対策 ⑪ 食品安全対策	
5 保健医療従事者の確保と資質の向上	5 保健医療従事者の確保と資質の向上	

（地域の特性）

※ 医療機関は倉敷市に集中しており、その他の市町では医療機関が少ない。

また、島嶼部では診療機会が限られ、特に救急医療に課題がある。

※ 高齢者等が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進が必要であり、特に医療や介護サービスの提供が少なく高齢化が急速に進む地域では喫緊の課題となっている。

【地域計画策定スケジュール】

R5.6.29 第1回圏域対策協議会（現地域計画の取組状況、次期地域計画策定の方向性の協議）

R5.8.24 第2回圏域対策協議会（地域計画骨子案の協議）

R5.9.14 第3回圏域対策協議会（地域計画素案の協議）

第9次岡山県保健医療計画の策定方針

1 概要

- 医療計画は、県における医療提供体制の確保を図るための計画で、医療法により規定された「医療提供体制の確保に関する基本方針」（以下「基本方針」）を踏まえ、かつ地域の実情に応じて策定しているものである。
- 本県においては、平成30年3月に第8次岡山県保健医療計画を岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画と周期を合わせて策定し、令和2年度の間見直しを経て、達成に向けて各種施策を推進しているところである。
- 本県では、平成26年6月の医療介護総合確保推進法の施行に伴う医療法改正を踏まえ、国の第6次計画期間中の平成28年4月に第7次岡山県保健医療計画を策定したため、次期計画が第9次の計画となる。

根 拠	医療法第30条の4（県における計画策定の根拠） 〃 第30条の6（計画見直しの根拠）
策定方法	岡山県保健医療計画策定協議会を設置し、市町村等の意見を聴き策定
計画の性格	本県における保健医療行政の基本となる計画

2 計画策定の趣旨

- 人口減少・高齢化が着実に進みつつあり、医療ニーズの質・量が徐々に変化するとともに、今後は、特に生産年齢人口の減少に対応するマンパワー確保や医師の働き方改革に伴う対応が必要になるなど、本県の保健医療を取り巻く環境は著しく変化している。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域医療の様々な課題が浮き彫りとなり、地域における入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化、連携等の重要性、地域医療全体を視野に入れて適切な役割分担の下で必要な医療を面として提供することの重要性などが改めて認識された。

- 国においては、すべての国民が、それぞれの地域において、質の高い医療・介護サービスを必要に応じて受けることのできる体制を確保していく観点から、医療の機能分化と連携の更なる推進、医療・介護人材の確保・育成、働き方改革に力を注ぐとともに、医療・介護ニーズの変化やデジタル技術の著しい進展に対応した医療・介護サービス提供体制の改革を進めていくことが必要との基本的方向が示されており、本県においても、これに沿って取組みを進めることが必要である。
- これらの課題に適切に対応するため、地域の実情に応じ、関係者の意見を十分に踏まえた上でこの計画を策定する。

3 計画の基本理念

- 本県では、県政の最上位計画である「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」において、県民誰もが良質な保健・医療・福祉サービスが受けられ、地域全体で、すべての人の自立と支え合い、安全・安心をつくり出す地域共生社会の実現を目指すこととしている。
- これを踏まえた本計画の基本理念は「すべての県民が生き活きと安心して住み続けられる、良質な保健医療サービスが受けられる体制の確保」とし、限られた医療資源を有効・効率的に活用しながら、住民・患者の視点に立った、医療情報の提供や疾病の予防から、治療、リハビリテーション、介護まで、病院等施設や地域におけるより良質で効率的な保健医療体制の確立を目指すこととする。

4 計画の性格

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に基づき、都道府県が策定する医療計画である。
- (2) 県民の高い健康水準の確保を目指し、少子化や高齢化に対応した長期的、包括的な保健医療体制の整備を推進するための基本指針となる計画であり、県の保健医療行政の基本となる計画である。
- (3) 市町村においては、保健医療行政の計画的な推進のための指針となることを期待するものである。
- (4) 県民、関係機関、関係団体等においては、この計画に沿った自主的、積極的な活動が展開されることを期待するものである。

5 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

ただし、計画期間内であっても、保健医療の動向、社会・経済情勢の変化や制度改正等に対応するため、必要に応じて検討を行い、計画を見直すこととする。

また、計画期間の中間年にあたる3年目に在宅医療等について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することとする。

6 計画の内容

(1) 二次保健医療圏

国は、人口規模20万人未満で、かつ療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合が20%未満、推計流出入院患者割合が20%以上となっている既存の二次医療圏については、設定の見直しの検討を求めている。

本県では、高梁・新見、真庭及び津山・英田の医療圏が国の見直し条件に該当するが、現時点では、いずれの医療圏においても医療需要が一定程度充足されており、機能分化・連携の協議も継続的に進められるなど、直ちに広域化が必要な状況にはない。

むしろ性急な広域化により、病床の地域偏在が拡大し、県民が身近なところで医療が受けにくくなる懸念があることから、次期計画での医療圏の見直しは行わない。

(2) 基準病床数

国から示される算定式を適用する。

(3) 県計画（地域保健医療計画を除く。以下「県計画」）

県計画の体系は、国が定める基本方針を踏まえた体系を基本とする。

また、令和元年度に策定した「岡山県外来医療に係る医療提供体制計画」及び「岡山県医師確保計画」について、策定手続を合理化し、県民にとってわかりやすいものとするため、次期保健医療計画と一体的に策定を進める。

(4) 地域保健医療計画

二次保健医療圏ごとに地域保健医療計画を作成することとし、その体系は、概ね県計画に準じた上で、地域の特性や実情に即した内容とする。

7 計画策定の方法

(1) 県計画

県計画の策定に当たっては、保健医療関係者、住民代表、行政、学識経験者等で組織した岡山県保健医療計画策定協議会で十分協議の上、広く県民から募集したパブリック・コメント及び関係団体等の意見を反映させて策定する。

また、岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合性を確保することができるよう、県と市町村関係者による協議の場を設け、十分に協議の上、策定する。

(2) 地域保健医療計画

地域保健医療計画の策定に当たっては、二次保健医療圏の圏域ごとに保健医療関係者、住民代表、市町村、学識経験者等で既に組織されている保健医療対策協議会等において十分に協議の上、策定する。その際保健所は医療機関等相互の調整の役割を担うものとする。

8 県計画策定のスケジュール（案）

5年3月	第1回保健医療計画策定協議会 (策定方針、日程、第8次計画項目の検討、第7次計画の実施状況)
6月頃	第2回保健医療計画策定協議会 (骨子の検討)
8月頃	第3回保健医療計画策定協議会 (素案の検討)
9月頃	医療計画・介護保険事業計画の需要・整備目標等に関する「協議の場」
10月頃	第4回保健医療計画策定協議会 (素案の決定)
11月頃	パブリック・コメントの実施 団体 (医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等)・市町村意見聴取
6年1月	第5回保健医療計画策定協議会 (計画案の決定) 医療審議会への諮問
2月	医療審議会からの答申
3月下旬	計画決定・公示